

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの概要(表I)

組織形態	監査等委員会設置会社
取締役会議長 ^(注1)	山本 謙
取締役(監査等委員である者を除く)人数 ^(注1)	6名(うち2名が社外取締役)
監査等委員である取締役人数 ^(注1)	3名(うち2名が社外取締役)
独立役員の選任 ^(注1)	社外取締役4名
取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)の報酬などの決定	<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬(固定ならびに業績連動)、株式報酬型ストックオプションで構成 ●2019年度の報酬総額:241百万円(固定報酬114百万円、業績連動報酬105百万円、ストックオプション21百万円) ●2019年4月1日~2019年6月27日 4名、2019年6月27日~2020年3月31日 4名
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の報酬などの決定	<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬(固定)で構成 ●2019年度の報酬総額:43百万円(固定報酬43百万円)^(注2) ●2019年4月1日~2019年6月27日 2名、2019年6月27日~2020年3月31日 1名
社外取締役(監査等委員である者を除く)の報酬などの決定(独立役員)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬(固定)で構成 ●2019年度の報酬総額:30百万円(固定報酬30百万円) ●2019年4月1日~2019年6月27日 4名、2019年6月27日~2020年3月31日 2名
監査等委員である社外取締役の報酬などの決定(独立役員)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬(固定)で構成 ●2019年度の報酬総額:26百万円(固定報酬26百万円)^(注2) ●2019年4月1日~2019年6月27日 2名、2019年6月27日~2020年3月31日 2名
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

(注1) 第113回定時株主総会(2019年6月27日) 終結の時から2020年3月31日まで。

(注2) 2019年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、旧・社内監査役の報酬は監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の報酬に、旧・社外監査役の報酬は監査等委員である社外取締役の報酬に合算して表示しています。

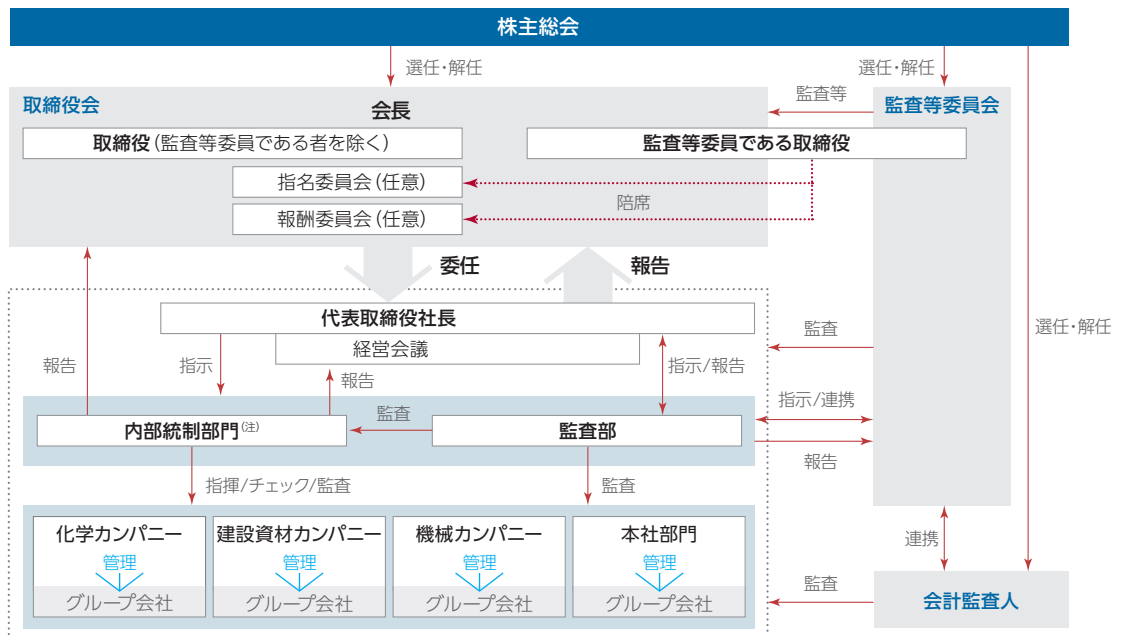
コーポレート・ガバナンスに関する

基本的な考え方

UBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのためにUBEは、監査等委員会設置会社として、監査権

や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナ

コーポレート・ガバナンスと内部統制の概要



(注) 内部統制部門

●実務委員会(コンプライアンス、規制貨物、情報セキュリティ、危機対応)、本社内部統制部署

取締役



山本 謙
取締役会長



泉原 雅人
代表取締役社長
CEO



小山 誠
代表取締役



藤井 正幸
取締役
CFO



照井 恵光
社外取締役



東 哲郎
社外取締役



山元 篤
取締役
監査等委員



落合 誠一
社外取締役
監査等委員



庄田 隆
社外取締役
監査等委員

ンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、社員、地域社会などのすべてのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

取締役会

取締役会は、原則として執行役員を兼任しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款および取締役会規程に則り、経営の基本方針および経営上の重要事項について意思決定をするとともに、各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督しています。また、監査等委員会設置会社として、監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図っています。

監査等委員会

監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を監視・検証するとともに、取締役等業務執行者に対する監督の役割を果たすことにより、UBEグループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することを役割としており、その業務は、毎年、監査等の方針および監査等計画に基づき実施されています。監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、業務執行取締役、執行役員、グループ会社を含む各部門および内部統制部門の監査を行います。また、監査部から監査報告を受け、必要に応じて指示等を行うほか、代表取締役社長とは定期的に経営方針の確認および重要課題等について意見交換を行います。一方、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）

の人事およびその報酬についての監督を行うため、取締役会の下部組織である指名委員会および報酬委員会に陪席し、必要に応じて株主総会で意見を述べるすることができます。なお、監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役で構成され、委員長は社外取締役が務めています。

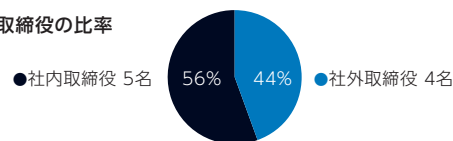
監査等委員会	委員長	落合 誠一	(社外取締役)
	委員	庄田 隆	(社外取締役)
		山元 篤	(社内取締役)

社外取締役

意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の効率性・透明性・客観性を確保するために、2005年6月より社外取締役を招聘しています。さらに、取締役会の下部組織として、任意の「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、それぞれ2名の社外取締役(監査等委員である者を除く)と非業務執行

社内取締役(取締役会長)の計3名より構成され、委員長は社外取締役が務めています。

社外取締役の比率



指名委員会	委員長	照井 恵光	(社外取締役)
	委員	東 哲郎	(社外取締役)
		山本 謙	(取締役会長)
報酬委員会	委員長	東 哲郎	(社外取締役)
	委員	照井 恵光	(社外取締役)
		山本 謙	(取締役会長)

取締役会の実効性評価

UBEは、取締役会の実効性の評価について、毎年、社外取締役および非業務執行社内取締役で構成する取締役会実効性評価会議を開催し、取締役による取締役会に対する自己評価(アンケートの実施等)を踏まえて議論を行っています。取締役会は、その議論の報告を受けて、取締役会の実効性の評価を行っています。

その結果、2020年5月開催の取締役会において、2019年度の実効性評価については、取締役会の構成、運営は適正であり、積極的な議論・審議が行われているとの評価が得られています。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、代表取締役社長に対する重要な業務執行の決定に関する委任範囲の拡大や、業務執行部門および内部統制部門による業務報告体制の整備と運用等の対応も段階的に進められており、経営における監督機能の強化を進める取締役会としての実効性は確保されていると判断しました。

今後も、経営の監督機能に軸足を置く取締役会としてUBEの持続的成長とさらなる企業価値の向上に資するため、①代表取締役社長に対する重要な業務執行の決定に関する委任範囲のさらなる拡大の検討、ならびに業務執行報告のあり方を含む運営面における継続的な改善を進め、②取締役会における中長期的な経営戦略および経営上の重要課題に関する議論を一層充実させ、その執行状況のモニタリングを強化し、③UBEグループ全体における体系的リスクマネジメントの運用状況および内部統制システムの実効性の強化、ならびにこれらのモニタリングを継続することを課題と考え、取締役会としての実効性のさらなる向上に努めてまいります。

取締役および監査等委員の取締役会、監査等委員会、任意の諮問委員会への出席状況

2019年 6月26日以前	氏名	取締役会	監査役会	評価・報酬 委員会	指名委員会
取締役	山本 謙	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
	泉原 雅人	3/3(100%)			
	竹下 道夫	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
	松波 正	3/3(100%)			
社外取締役	草間 高志	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
	照井 恵光	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
	庄田 隆	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
	蔭山 真人	3/3(100%)		2/2(100%)	1/1(100%)
監査役	久保田 隆昌	3/3(100%)	4/4(100%)		
	山元 篤	3/3(100%)	4/4(100%)		
社外監査役	落合 誠一	3/3(100%)	4/4(100%)		
	須田 美矢子	3/3(100%)	4/4(100%)		
2019年 6月27日以降	氏名	取締役会	監査等委員会	報酬委員会	指名委員会
取締役	山本 謙	11/11(100%)		1/1(100%)	2/2(100%)
	泉原 雅人	11/11(100%)			
	小山 誠	11/11(100%)			
	藤井 正幸	11/11(100%)			
社外取締役	照井 恵光	11/11(100%)		1/1(100%)	2/2(100%)
	東 哲郎	11/11(100%)		1/1(100%)	2/2(100%)
取締役監査等委員	山元 篤	11/11(100%)	12/12(100%)		
社外取締役 監査等委員	落合 誠一	11/11(100%)	12/12(100%)		
	庄田 隆	11/11(100%)	12/12(100%)		

社外取締役

社外取締役 照井 恵光

1979年 通商産業省入省
(現 経済産業省)
2008年 経済産業省大臣官房
技術総括審議官
2011年 経済産業省
関東経済産業局長
2012年 経済産業省
地域経済産業審議官
2013年 NPO法人テレメータリング
推進協議会理事長(現)
2014年 UBE社外取締役(現)
2016年 (株)プリヂェストン
社外取締役(現)
オルガノ(株)
社外取締役(現)

社外取締役 東 哲郎

1977年 東京エレクトロン(株)入社
1990年 東京エレクトロン(株)取締役
1996年 東京エレクトロン(株)
代表取締役社長
2003年 東京エレクトロン(株)
代表取締役会長
2012年 UBE社外取締役
(2014年退任)
2013年 東京エレクトロン(株)
代表取締役会長兼社長CEO
2018年 (株)セブン&アイ・
ホールディングス
社外取締役(現)
2019年 野村不動産
ホールディングス(株)
社外取締役(現)
UBE社外取締役(現)

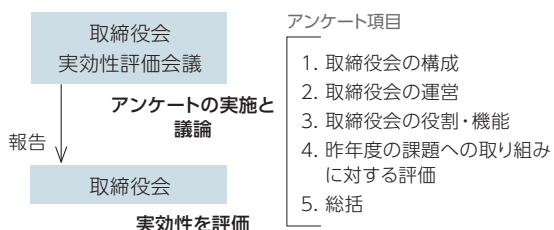
監査等委員である社外取締役 落合 誠一

1981年 成蹊大学法学部教授
1990年 東京大学大学院
法学政治学研究科・法学部教授
2007年 中央大学法科大学院教授
第一東京弁護士会登録
東京大学名誉教授(現)
2012年 日本電信電話(株)
社外監査役
明治安田生命保険(相)
社外取締役(現)
2013年 UBE社外監査役
2019年 UBE社外取締役監査等委員(現)

監査等委員である社外取締役 庄田 隆

1972年 三共(株)入社
2001年 三共(株)取締役
2003年 三共(株)代表取締役社長
2005年 第一三共(株)
代表取締役社長兼CEO
2010年 第一三共(株)
代表取締役会長
2014年 第一三共(株)相談役
2015年 UBE社外取締役
2017年 大東建託(株)社外取締役(現)
2019年 UBE社外取締役監査等委員(現)
株式会社研鼎業
社外取締役(現)

取締役会の実効性評価プロセス



役員報酬

UBEは、2019年4月1日付で役員報酬制度を改定しました。新制度は2019年度の目標設定から適用され、その達成度に対する評価は2020年度に支払われる報酬額に反映されます。2019年度における報酬額は、旧制度を基に決定され、表I(P44に掲載)のとおりです。なお、旧制度の概要については、第113期有価証券報告書をご覧ください。

https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/ir/ir_library/securities_report/index.html

新制度の概要は次のとおりですが、旧制度からの主な変更点は、業績連動報酬の多岐にわたる指標を簡略化してわかりやすさを高めたことと、業績連動報酬部分の比率を引き上げたことです。

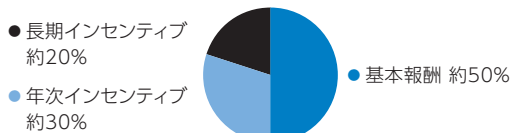
A: 役員報酬の概要

- (a) 取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)および執行役員の報酬は、①基本報酬(役位別固定報酬)、②年次インセンティブ(全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬)、③長期インセンティブ(中長期個人業績目標達成評価報酬および株式報酬型ストックオプション)で構成されています。
- (b) 構成割合は、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%とな

るように設計されています。なお、社長、会長はその他の役員に比べ、基本報酬の比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定しています。

- (c) 監査等委員である取締役および社外取締役は、基本報酬のみで固定額としています。
- (d) 役員報酬の水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、UBEと規模や業種の類似する大手製造業の水準を比較し、その客観的妥当性を確認しています。

取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)および執行役員の役員報酬の構成割合(注)

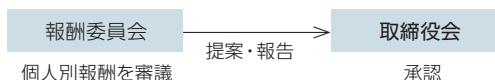


(注)社長、会長はその他の役員に比べ、基本報酬の比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定。

B: 役員報酬の決定手続き

取締役会の下部組織であり、委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会で取締役(監査等委員である者を除く)および執行役員の個人別報酬を審議します。その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会で決定します。監査等委員である取締役の個別報酬額は、監査等委員の協議により決定することになります。

役員報酬の決定手続き—取締役(監査等委員である者を除く)および執行役員の個人別報酬



有価証券報告書



執行役員

UBEでは経営における「監督機能」と「業務執行機能」の分離を目的として、執行役員制度を2001年6月より採用しています。執行役員は、代表取締役社長から権限移譲を受けて、取締役会が決定する経営方針に基づき、業務を遂行しています。

取締役・監査等委員・執行役員(2020年6月26日現在)

取締役

	山本 謙
代表取締役	泉原 雅人
代表取締役	小山 誠
	藤井 正幸
	照井 恵光 (社外・独立)
	東 哲郎 (社外・独立)
監査等委員	山元 篤
監査等委員	落合 誠一 (社外・独立)
監査等委員	庄田 隆 (社外・独立)

執行役員

社長執行役員	泉原 雅人
専務執行役員	岡田 徳久
	小山 誠
常務執行役員	野嶋 正彦
	久次 幸夫
	玉田 英生
	古賀 源二
	藤井 正幸
	西田 祐樹
上席執行役員	西田 宏
	三浦 英恒
	伊藤 芳明
	花本 雄三
	横尾 尚昭
	大田 正芳
	永田 啓一
執行役員	末廣 正朗
	ブルーノ・ドゥ・ビエブル
	大内 茂
	小野 光雄
	峯石 俊幸
	宮内 浩典
	ワチャラ・パタナニニランドン
	小島 弘昭
	船山 陽一
	高瀬 太

株主総会および議決権行使の状況

UBEでは、株主総会日の3週間前に招集通知を発送していますが、より早く株主の皆様へ情報をお知らせするため、招集通知発送前にその内容をUBEグループウェブサイトに掲載しています。議決権の行使については、株主総会に出席できない株主の方々も議決権行使が行えるよう、郵送に加え、インターネットや携帯電話による方法を提供しています。また、機関投資家向けに「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しています。

2019年6月27日に開催した株主総会で議決権行使をした株主数は14,821名(うち書面とインターネットを通じて議決権行使された株主数は13,907名)で、議決権行使率は77.1%でした。

株主・投資家との関わり

IR活動を通じた双方向コミュニケーション

UBEグループのIR活動は適時・適切で公正な情報開示を目指しています。また、投資家とのコミュニケーション・対話を積極的に行うことで、企業価値向上につなげていきます。2019年度に実施した主なIR活動は、次のとおりです。

- 機関投資家・証券アナリスト向け決算発表会(本決算後)
- 機関投資家・証券アナリスト向け電話会議(四半期ごと、計4回)
- 海外IR(海外投資家を個別訪問、ヨーロッパ・アメリカ・アジア(注)・オーストラリア(注)の計4回)
(注)新型コロナウイルスの影響で電話会議での開催
- 社長によるスモールミーティング(4回)
- 機関投資家との個別面談(約200回)

IR活動の詳細については、UBEグループウェブサイトの「投資家情報」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/ir/>

内部統制

UBEグループは、内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において決議しています。

取締役会における決議内容については、UBEグループウェブサイトの「内部統制システム構築の基本方針」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/management/internalcontrol.html>

投資家情報



内部統制システム構築の基本方針



コンプライアンス確保の取り組み

UBEグループおよびその構成員すべての基本的な行動基準であり道しるべとして「私達の行動指針」を制定し、企業活動および役員・社員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範としています。

体制面では、UBEグループのコンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置しており、同委員会内に、市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性を確保するための「競争法遵守部会」を設けています。また、国際平和や安全維持のために輸出管理法規において規制されている貨物・技術を不正に輸出・提供しないことをグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置しています。

その他、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・社員などが直接通報できる内部通報窓口(UBE C-Line)を設けるなど、体制と仕組みの整備・強化に努めています。さらに、コンプライアンスに関する情報提供やeラーニング、集合研修などを毎年継続的に実施しており、啓発・教育にも注力しています。

2019年度は、独占禁止法、下請法、不正競争防止法などについて集合研修による法令教育を開催しました。また、各事業所にコンプライアンス一般教育を行う講師を養成し、職場に根ざした研修を実施しており、2018～2019年度の2年間で約5,800名が受講しました。

コンプライアンス推進委員会

競争法遵守部会

規制貨物等輸出管理委員会

腐敗防止

UBEグループでは、国内外の公務員に対する贈賄をはじめとする腐敗行為を防止するため、「私達の行動指針」第3章(公正と誠実)に政治・行政との健全かつ正常な関係を常に保つことを掲げるとともに、「UBEグループ贈収賄防止指針」を定めています。また、役員や社員に対するeラーニングや集合研修を実施し、

内部通報窓口への通報等を通じて疑いのある事案が判明した際には、コンプライアンス担当役員および各担当部署の連携により、速やかな事実調査を実施のうえ、必要な対応を行う体制を設けています。

2019年度において、腐敗行為に基づく懲戒処分は0件であり、腐敗行為による罰金や課徴金等のコストは生じていません。

「UBEグループ贈収賄防止指針」についてはUBEグループウェブサイトの「コンプライアンス」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/sustainability/compliance/compliance.html>

購買基本方針に則った購買活動の徹底 (サプライチェーンマネジメント)

UBEグループは公正・公平な取引関係の構築に努めています。購買活動は、UBEグループウェブサイト「購買情報」に公開している購買基本方針「公平・公正な取引」「取引先選定における客観的評価」「法令の遵守・機密保持」「グリーン購入」「CSR調達」に従って行っています。

購買活動については、UBEグループウェブサイトの「購買情報」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/koubai/>

CSR調達への取り組み

UBEグループは、人権尊重、反社会的勢力排除等の法令・社会規範の遵守、環境への配慮等を盛り込んだ指針「CSR調達」および「CSR調達ガイドライン」を策定し、サプライチェーン全体のレベルアップを目指したCSR調達を推進しています。

2019年度は、資材、工事、包装材料・燃料油の購買金額9割をカバーする主要取引先276社の第3回調査結果を集計・分析し、全社に結果をフィードバックしました。また、この調査は取引先のCSR実態を把握し、必要に応じて改善要請することを目的としており、回答水準の低い取引先とは面談し改善を支援しました。調査結果については、UBEグループウェブサイトの「第3回CSRに関するお取引先調査の結果」をご覧ください。

https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/koubai/pdf/customer_01.pdf

UBEグループコンプライアンス指針・UBEグループ贈収賄防止指針



購買情報



第3回CSRに関するお取引先調査の結果

